

議第154号

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表第3項第3号ア中「30歳以上の者であって、」を削り、「もの」を「者」に改める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。